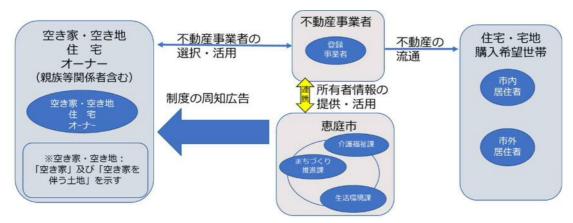
## ○恵庭市不動産流通サポート事業概要

### 1. 目的

本事業は、恵庭市と市内不動産事業者が連携し、「市内の不動産の利活用」と「空き家発生の抑制」に取り組むことを目的とする。

※本事業は、「第2次恵庭市空家等対策計画」空家等の利活用としての面も有する



### 2. 事業の流れ

- ①市が事業へ参画する市内不動産事業者を「登録事業者」として登録し管理する。
- ②市が「空き家・空き地オーナー」、「住宅オーナー\*\*」(以下、「不動産所有者」という。)に対し不動産 流通サポート事業を周知する。また、管理不全空き家等については周辺に悪影響を及ぼす可能性が高いことから、その所有者には直接郵送による通知を行う。

※住宅オーナー=居住している住宅を手放す検討をしている者

- ③事業利用を希望する「不動産所有者」が、不動産の流通に関し必要な個人情報(以下、「流通に関する個人情報」という。)を市へ提出。
- ④市は「不動産所有者」が希望する「登録事業者」へ流通に関する個人情報を提供する。
- ⑤「登録事業者」は、直接「不動産所有者」へ連絡・相談できる体制を構築し、不動産の流通を促す。
- ⑥「登録事業者」は、市から情報提供を受けた日から1週間以内に、不動産の取扱いの可否を市と「不動産の有者」へ報告する。
- ⑦不動産の取扱いを可とした場合、「登録事業者」と「不動産所有者」は不動産流通に向けた相談を開始する。

#### 3. その他

①試行について

一定の期間を試行期間と位置づけ、この間の「登録事業者」と「不動産所有者」双方の需要や、本 事業の効果・課題等を検証し、今後の事業の在り方を検討する。

②試行期間

始期:令和6年2月 終期:第5期恵庭市総合計画が終了する令和7年度末(令和8年3月31日)

- ③効果検証
  - ・本事業の効果検証は、不動産事業者への「情報提供数」及び「情報提供による不動産利活用数また は処分数」を基準とする。
  - ・上記実績値を持って令和7年度中に効果検証を行い、令和8年度以降の事業の在り方を検討することとしたい。

# ※事業者登録フロー・ ①市内に事業所を有する不動産事業者のうち「北海道宅地 建物取引業協会」又は「全日本不動産協会北海道本部」 いずれかに加入している事業者へ事業を周知。 まちづくり推進課 不動産事業者 ②事業参画の意向がある不動産事業者は、「個人情報 外部提供申出書」(個人情報保護法)及び「恵庭市 不動産流通サポート登録申請書」等を提出。 ③個人情報外部提供決定通知書 を合議 総務課法制担当 不動産事業者 まちづくり推進課 ④事業者登録決定通知書及び 個人情報外部提供決定通知書を発出 ⑤参画意向があった不動産事業者を 登録事業者としてリスト化して管理

